

アイエム ニュース!!!

春季号

第20号

2011.4.10

発行



【記事の内容】

■セミナー開催のご案内「医療法人化研究会」(6～8月)

～一人医師医療法人を設立するメリット・デメリットを検討する～

■医療法人 平成23年度税制改正の影響②

■税務 病院の管理会計(5)

■経営改善・経営相談 介護経営

■労務管理 労働基準関係法の要点！労働者を採用するとき～労働契約～

■保険・資産運用 確定拠出年金を始めてみませんか？

■接遇 第15回 自院の現状をチェックしてみましょう

■OASIS 第4回 なかでクリニック 中出 忠宏 先生

■医業経営強化策 概略

■すぐに役立つ“医業経営強化”のご案内

■シンボルマークの意味 「すべての地域住民が安心できる医療サービスを受けられるように」と願いを込めて制作しました。



○は、地域社会を表現しており、両手で包みこむように抱きしめ、地球に住む全ての人々が安心して医療を受けられる体制を表しています。また、大切な人の命を支える医療機関のために、私たち“アイエム・コンサルティングチーム”のメンバーが、良質な情報提供やサービスを通してトータル的にサポートする姿でもあります。青は、青い地球や生きる上で必要な水の色。緑は、安心で良質なサービスを表現。黄は、未来の医療のさらなる発展を願い、貢献していこう！という思いを込めています。

セミナー開催のご案内

個人経営ドクターのための

「医療法人化研究会」

～一人医師医療法人を設立するメリット・デメリットを検討する～

平成19年4月の第5次医療法改正後、いったん医療法人の設立件数は全国的にペースダウンしましたが、最近徐々に設立の件数が増加しています。なぜ今医療法人の設立件数が増えているのでしょうか？

新医療法のもとでの医療法人化は、どのようなメリットとデメリットがあるのでしょうか？

自院が法人化した場合の数値シミュレーションはどうなるのでしょうか？

《こんな点、気になっていませんか？》

- ★新法・旧法の医療法人化のメリット・デメリットの違いは？
- ★医療法人化による節税メリットはどれぐらいなのだろうか？
- ★法人化することにより、自由に個人で使えるお金が減るのではないですか？
- ★既にMS法人があるので今さら医療法人化する必要はないのではないですか？
- ★医療法人が払う退職金はいくらまでなら妥当なのですか？
- ★個人と法人の退職金準備方法の違いは？
- ★法人化により県への届け出書類など、煩雑な事務が増えるのではないですか？
- ★医療法人の解散時の残余財産は国に帰属することになった？対策はあるの？
- ★仮に自院が法人化した場合の具体的な数値シミュレーションを見てみたい。

地区	開催日時			会場
	第1講	第2講	時間	
能登地区	6月23日(木)	6月30日(木)	14～16時	七尾サンライフプラザ 2F 第1研修室
加賀地区	7月14日(木)	7月28日(木)	14～16時	こまつ芸術劇場うらら 2F 第3会議室
金沢地区	8月21日(日)	8月28日(日)	14～16時	石川県地場産業振興センター 本館 2F 第7会議室

- 対象 : 個人事業主の医師、ご家族、ご担当者様
- 定員 : 各地区 5施設 限定 (定員になり次第、締め切りとさせていただきます)
※地区の選択は自由です。どの地区で申し込みされても結構です。
- 参加費 : 全2講 1施設 1万円 (※第1講の当日、会場にて申し受けます)
- お申込 : 次ページ申込欄へご記入の上、FAXでお申込ください。

第1講	◆新しい医療法人制度とは ～第五次医療法改正による新しい医療法人制度を知る～ ◆医療法人化のメリット・デメリット(1)
第2講	◆医療法人化のメリット・デメリット(2) ◆医療法人化のシミュレーション ～自院が医療法人化した場合の節税額～

主催：(有)アイエム (石川県医師会関連団体) 後援：石川県医師協同組合

新しい医療法人制度とは

— 第五次医療法改正による新しい医療法人制度を知る —

第五次医療法改正から約3年が経過しましたが、この間、医療法改正後の医療法人の設立件数は全国で884件(H21.3時点)を数えています。

『解散する場合は、本当に国等に財産を持って行かれるのか?』

『今からの医療法人設立は意味が無いのか?』などの疑問点を解決し、まさに今これから医療法人設立を考えているドクターに、その全体像を分かり易く解説致します。

医療法人化のメリット・デメリット

— 新法(基金拠出型)医療法人の本当のメリットとは? —

医療法人制度の概要を理解して頂いた上で、医療法人の税務や運営面における、より具体的なメリット・デメリットについて、事例を交えて易しく解説いたします。

医療法人化による、①対外的影響 ②節税効果 ③経費の取り扱い ④法人管理体制 ⑤決算情報の閲覧制度 など。

医療法人化のシミュレーション

— 自院が医療法人化した場合の節税額をシミュレーション —

医療法人化に当たっては、やはり税金への影響が最も気になるところです。具体的に自院が医療法人化した場合にいくら節税効果が可能額をシミュレーションします。

- ①まずモデルケースを利用し、その影響を確認。
 - ②続いて専用の計算シートを利用して、自院の節税可能額を算出。
- ※専用シート利用のため計算は容易ですが、電卓をご用意下さい。

松浦 実利

(株)メディカ・コンサルティング 代表取締役 (島経営グループ)

平成19年6月、税理士法人島税理士事務所(現 島&スターシップ税理士法人)医業コンサルティング部を法人化。立地探しから行う開業支援や、法人設立支援、事業承継支援に加え、ISO・第三者評価など島経営グループの組織力を活かし、医業に特化したコンサルティングを北陸3県で展開している。(社)日本医業経営コンサルタント協会認定 医業経営コンサルタント。

参加申込書 ⇒ FAX : 076-239-3821

(有)アイエム 担当:山下、宮下 TEL:076-239-3820

希望会場(○印)	能登会場 ・ 加賀会場 ・ 金沢会場		
貴院名			
ご連絡先	〒 —		
	TEL	FAX	
ご参加者名	(役職等:)		
ご参加者名	(役職等:)		

【平成23年度税制改正のポイント】

今回も前回に引き続き、昨年12月に閣議決定された平成23年度税制改正大綱の主な項目をご紹介します。

前回取り上げました「①法人税率引き下げ」や「②給与所得控除の制限」による所得税の実質的増税からも判るように、全体としては『医療法人等の法人には減税を、高所得者の個人には増税を』といった流れが見て取れます。

③ 繰越欠損金制度の見直し

繰越欠損金制度とは、法人税の計算上、赤字が生じたときにその赤字を翌年度以後に繰り越し、以後の事業年度に生じる黒字と相殺し、法人税の負担を軽減できる制度です。

今回の改正案では、繰り越せる期間が延長されることになりました。

●現行7年 → 9年に延長

繰り越した赤字を使い切れずに失効するケースが以前よりも少なくなりますので、より長期間に渡り法人税の負担を軽減することが出来るようになります。

これらは、23年4月1日以後に開始する事業年度について適用される予定です。

④ 相続税の基礎控除引き下げ

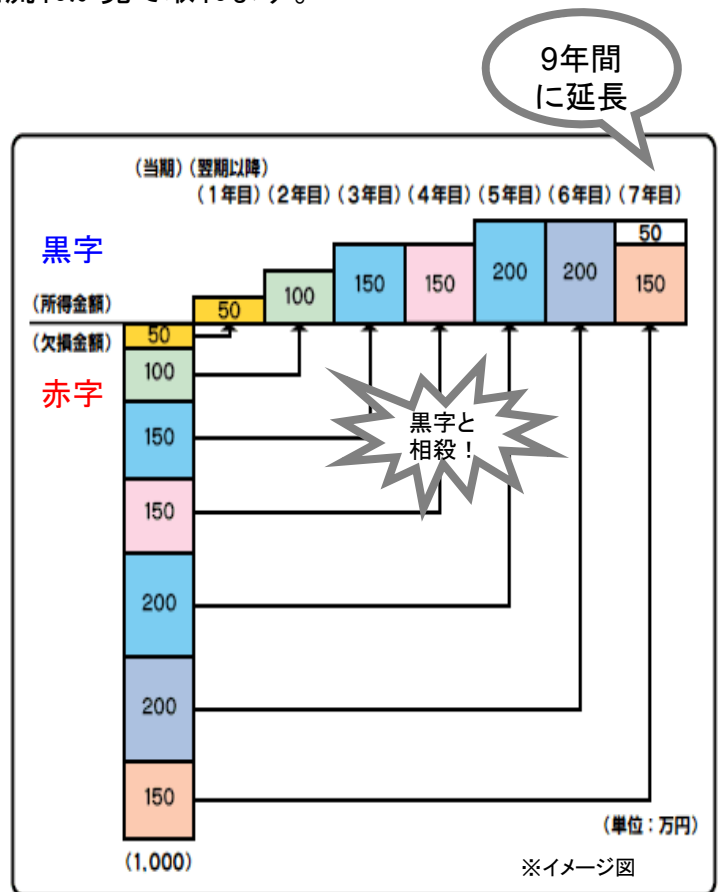
相続税の課税対象者は、現在亡くなられた方のうちおよそ4%に過ぎません。大きな原因の一つは多額の基礎控除です。

現行制度では、
「5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数」の基礎控除があるため、財産がそれ以下の場合には相続税は課税されません。

今回の改正では、**基礎控除額の引き下げ**が盛り込まれ、改正後の基礎控除額は現在のおよそ60%、
「3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数」となりました。

これにより、今まで相続税とは無縁であった方も対象となる可能性が生じてきます。納税を強いられるご家族のためにも、これを機にご自身の財産の把握や相続税額のシミュレーションを行うことを是非お勧めします。

注) 上記は国会を通過するまでは正式な決定事項ではありません。今後の国会審議動向により内容が変更することがあります。



法定相続人とは、配偶者や子供などの一定の親族です。

病医院の管理会計(5)

5 目標利益を達成するための改善策

(1) 過年度の限界利益率を参考に医業収益高を上げる

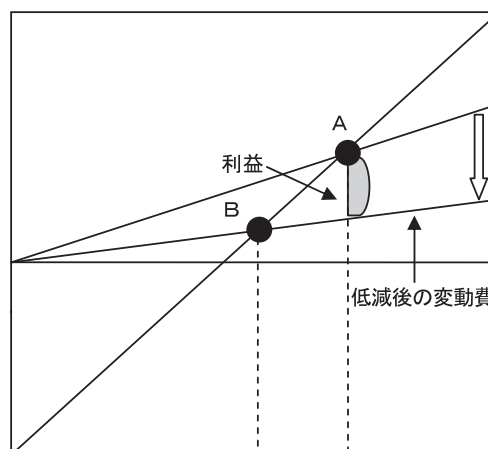
過年度の限界利益率をもとに、次年度目標利益を設定します。たとえば次年度目標利益を30,000千円とすると、必要医業収益高は以下のように求められます。

$$\frac{60,000 \text{千円 (固定費)} + 30,000 \text{千円 (目標利益)}}{\text{限界利益率}70\%} = 128,571 \text{千円}$$

今年度の実績 (千円)		次年度の変動損益 (千円)	
医業収益高	100,000	医業収益高	128,571
変動費	30,000	変動費 (128,571 × 30%)	38,571
限界利益	70,000	限界利益 (128,571 × 70%)	90,000
固定費	60,000	固定費 (今年度と同様)	60,000
経常利益	10,000	経常利益	30,000

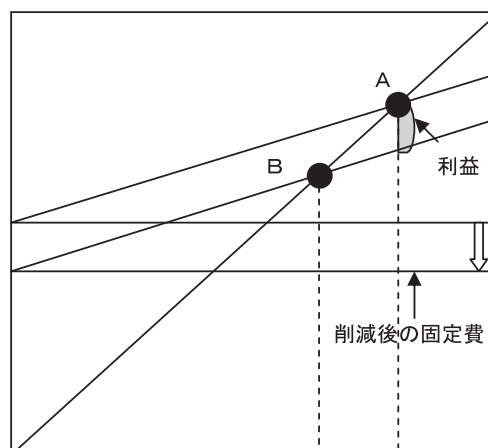
(2) 変動費を低減する

医薬品費や検査委託費などの見積合わせを行い、より安く購入する努力が大切です。ムダ、ロス、期限切れなどをなくし、医業収益高に占める変動費の割合を低減させ、変動費比率を下げることで、損益分岐点医業収益高はA点からB点に移動し、右図のように目標利益に近づけることができます。



(3) 固定費を削減する

広告宣伝費、給与費など、削減が可能なものをしっかり管理し、極カムダをなくすことで、右図のように、損益分岐点医業収益高が、A点からB点へ移動し、目標利益に近づけることができます。



◆有料老人ホームと高専賃

有料老人ホームと高専賃という言葉が聞かれることがあると思いますが、どう違うのか？区別が付きにくいと思います。

「**有料老人ホーム**」とは厚労省管轄の「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活必要な便宜であって省令で定めるものの供与をする事業を行う」施設です。一方「**高専賃**」とは国交省管轄の「**高齢者専用賃貸住宅**」の略称で、高齢者の入居を拒まない「**高齢者円滑入居賃貸住宅**」のうち、専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅です。

◆高齢者住まい法の改正

上記の通り、高専賃は管轄が国土交通省で、運営は各事業者任せられます。しかし、総量規制と言われる施設数の規制も、有料老人ホームと高専賃では取り扱いが異なるなど、縦割り行政の弊害が発生していました。

そのため平成21年5月「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」が一部改正され、国交省と厚労省が連携し、**住宅**と**福祉**の両面から高齢者の住まいの対策を総合的に進めるとともに、高齢者が暮らしやすい**賃貸住宅の供給**を促進しています。

◆今年の改正案

更に今年2月にも高齢者住まい法の改正案が閣議決定され、今国会に提出されますので、概要をお知らせします。

- ・高円賃・高専賃・高優賃を廃止。「**サービス付き高齢者住宅**」に一本化し、都道府県知事の登録制度を創設
- ・契約内容について、長期入院を理由に事業者から一方的に解約出来ないこと
- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと など

◆高齢者等居住安定化推進事業、その他措置

高齢者等居住安定化推進事業とは、高齢者賃貸住宅事業などの提案を国が公募し、先導性や普及性等に優れた提案に対して費用の一部を補助する事業です。この事業の平成23年度予算は325億円（案）ですが、「**サービス付き高齢者住宅**」**に対しての建設費補助**などがあります。

またその他に**税制の支援措置**や**融資面での緩和措置**などもありますが、詳しくは次回に説明させていただきます。

知らなきや
トラブル！

労働基準関係法の要点！

労働者を採用するとき ～労働契約～

労使間のトラブルは、決して他人事ではなく、身近にも起こり得るものです。トラブルを未然に防止するためにも、あるいはトラブルになってしまったときに冷静に対応するためにも、最低限これだけはぜひ知っておいていただきたい労働基準関係法のポイントを、前回に引き続き、分かりやすく解説していきます。

1. 労働条件の明示

労働者を採用する場合には、使用者は労働者に対して労働条件を明確に示さなければならず、一定の事項については、労働条件通知書により、**書面によって明示**しなければなりません。

また、労働者は明示された労働条件が事実と相違する場合には、即時に労働契約を解除することができます。

必ず明示しなくてはならない事項 (①～⑤は必ず書面にて明示すること)

- ① 労働契約の期間
- ② 就業の場所・従事すべき業務
- ③ 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働(早出・残業等)の有無、休憩時間、休日、休暇および労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ④ 基本賃金の額・各種手当の額、支給条件、計算・支払いの方法、賃金の締切日・支払日
- ⑤ 退職に関する事項(解雇の事由を含みます。)
- ⑥ 昇給、賞与、退職金に関する事項 ※口頭または書面により明示すること

2. 労働者名簿と賃金台帳の備え付け

使用者は、労働者についての情報を記録した「労働者名簿」、労務管理を記録した「賃金台帳」を作成し、備え付けておかなければなりません。

これらは、例えば、監督署が調査に入った時に提示を求められたり、労働災害が発生した場合の手続きの際に必要なことがあります。

労働者名簿に記載する事項

- ① 労働者の名前
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 従事する業務の種類
- ⑥ 雇入れの年月日
- ⑦ 退職の年月日とその事由(解雇も含)
- ⑧ 死亡の年月日とその原因
- ⑨ 履歴

賃金台帳に記載する事項

- ① 労働者の氏名
- ② 性別
- ③ 賃金計算期間
- ④ 労働日数
- ⑤ 労働時間数
- ⑥ 時間外・休日・深夜労働時間数
- ⑦ 基本給、手当(種類ごとにその額)
- ⑧ 賃金の一部を控除した場合はその額

- ！留意点！**
- ・労働者名簿や賃金台帳は事業場ごとに作ること。
 - ・労働者名簿は労働者の死亡・退職・解雇の日から3年間、賃金台帳は最後の記入の日から3年間保存してください。

★次回は就業規則作成等について、引き続き説明いたします。

確定拠出年金を始めてみませんか？

「リタイアメント資金はいったいいくらあればいいの？効率的に準備をする方法は？金融の知識がなくても大丈夫？そのことにあまり時間を使ったり、煩わされたくないのだが・・・」よくお客様のドクターからこのような質問をいただきます。

■皆さんは毎月のリタイアメント資金としていくぐらい必要(希望)ですか？

引退後に1億円の金融資産を4%で運用しながら30年間で取り崩す場合の毎月の受取額は約45万円です。4%程度の運用は世界の長期金利の水準を考えると特別なことではありません。

■確定拠出型年金(個人型)に加入することで期待できる資産形成(45歳の方、資産形成期間15年、所得税率50%)

	国民年金1号被保険者の方(自営業者)	国民年金2号被保険者(サラリーマン)
資産の積立	2155.6万円 (68,000円/月を7%で15年間積立)	729.1万円 (23,000円/月を7%で15年間積立)
節税効果	612万円 (81.6万円/年の所得控除×15年)	162万円 (27.6万円/年の所得控除×15年)
合計	約2767.6万円	約732.6万円

■注目！確定拠出型年金の3つの節税メリット

掛金を払う時	所得控除	公的年金の最大のメリットです。 これだけでも十分加入する価値があります。
運用している時	運用益非課税	利息や配当・売却益などの運用益も非課税です。 長期投資では大きなメリットになります。
受取る時	退職所得	一括受取をした場合は退職所得扱いです。 現行税制では非常に有利です。
	公的年金控除	分割受取の場合、公的年金控除が受けられます。 民間の年金より手取りが多くなります。

■運用商品を選ぶ

どの運営管理機関を選択しても元本確保型の商品と投資信託などの価格変動がある商品があります。**長期間にわたって積立をする確定拠出型年金では価格変動がある投資信託などを選んだ方がよいでしょう。**

■価格変動がある投資信託などを選ぶ理由

- ・ 長期運用での運用の成果は理論上、**株式>債券>預金** になる。過去の長期データもそれを示している。
 - ・ 毎月毎月購入を続ける、いわゆるドルコスト平均法を採用するので積立当初の資産残高の変動は小さくなる。
- ※ドルコスト平均法とは定期的に同じ金額ずつ購入する方法のことで、ドルと直接関係ありません。
- ・ 預金などの元本確保形の商品ではインフレなど長期の資産価値の維持が困難。

長期で高い確率で運用の成果を得るためのコツは、**資産を幅広く分散する**、ということです。言い換えれば世界中の広範な資本市場からの恩恵を受け取る構造にしておくということです。**これからの時代は新興国が狙い目でしょう。**

資産配分で重要なことは**株式と債券の割合**です。価格変動が大きい長期的に大きな収益が期待できる株式と比較的に価格変動が安定している債券をどう組み合わせるかで全体の期待収益と価格変動の度合いが決まるわけです。一般的には**年齢が若い方は株式の割合を多くするのがよいでしょう**。資産全体(この商品についてではありません)に占める株式の割合を示す目安として以下のような式があります。

$$\text{【資産全体に占める株式の割合} = 100 - \text{年齢】}$$

■具体策！確定拠出型年金では以下のように考えてみてはいかがでしょうか？

- ・ 他に株式資産をあまり持っていない⇒ほぼ100%株式ファンドで積立
- ・ 積立期間が10年以上ある方⇒ほぼ100%株式ファンドで積立。今なら新興国が狙い目でしょう。
- ・ 受取までの期間が短くなるのにしたがって債券の割合を増やす

■加入方法！手続きの流れ

- ・ **厚生年金の加入者の方(国民年金2号被保険者)**はお勤め先が確定拠出型年金の登録事業所になっている必要があります。お勤め先に確認してください。事業所登録完了後、個人で申込ができます。
- ・ **国民年金の加入者の方(国民年金1号被保険者)**はすぐにでも申込ができます。

※制度の詳細は「国民年金基金連合会ホームページ」をご参照ください。

(株)リスクマネジメント・ラボラトリー 原勝志
(医業経営コンサルタント、FP、MDRT終身会員)

第15回 自院の現状をチェックしてみましよう

自院の接遇の現状について、院長先生とスタッフそれぞれ評価してみましよう。
 院長先生とスタッフの評価のギャップに気がつけば、改善の第一歩を踏み出せます。
 共通認識の部分には自信を持つことができます。

評価欄に

A. ほぼ全員できている	B. できている人が多い
C. できていない人が多い	D. ほぼ全員できていない

 を記入してみましよう。

	チェック項目	評価
1	院長先生と職員さんが自院の理念を共有している	
2	接遇とはどのようなことなのかという“共通認識”を持っている	
3	誰に対しても自分から進んで明るくあいさつをしている	
4	常に笑顔を心がけている	
5	相手の顔を見ながら話をしたり、聴いたりしている	
6	要望へは、まず「はい」としっかり返事をしている	
7	「ありがとうございます」と積極的に言っている	
8	患者様を受付でお迎えするとき、立って笑顔で迎えているか	
9	身だしなみを整えるための自院のルールがあり、整えている	
10	「です。ます。」をつけて、最低限ていねい語で話している	
11	クッション言葉と依頼形で話している	
12	優しく、親しみのある声で話している	
13	患者様のお名前を呼ぶときの自院のルールがあり、統一して呼んでいる	

『気づき』が『築かれます』



～OASIS～ 第4回

このコーナーでは先生方のご趣味や探求されていることなどをご披露させていただきます。
今回はなかでクリニックの中出先生にお願いいたしました。



『皮膚科医がプロデュースし、薬剤師が製造する手作り石けん』

中出医師と奥様は、皮膚科医と薬剤師の知識を元に、肌に優しい石けんは、どうすれば提供できるのかを日々研究されています。

加熱による分解もなく、反応を早める添加剤も加えず、時間を惜しむ事なくひとつひとつ手作りしています。上記の石けんは、生薬配合石けん(シコン・ウコン・ヨモギ・カンゾウ・ヨクイニン)です。



【プロフィール】

中出 忠宏 (なかで ただひろ)

1961(昭和36)年 加賀市生まれ
金沢医科大学医学部卒業
医学博士
日本泌尿器科学会認定専門医
産業医
日本アロマテラピー学会認定医
1996(平成14)年 なかでクリニック開院
1999(平成17)年 せつけん工房エステル開設

◆◆ 医業経営強化策 概略 ◆◆

□生命保険管理表・皆様、生命保険に加入されていますが、殆どの先生方に共通するのが、複数の保険に加入している、整理できていないこと。中にはよく理解せず加入していることも、そんなときこの生命保険管理表が役立ちます。全体を俯瞰しながら重複を防ぎ、必要な保障がわかる。またどこに連絡すればいいかもひと目でわかる。毎年、かなりの掛金を掛けている先生方、保険は交際費ではありません。今一度この管理表を上手に利用して、人間ドックならぬ保険ドックを活用してください。

□出資金評価の算出とその対策・経過措置型医療法人(第5次医療法改正以前の一人医師医療法人(社団))では、医療のために長年、寝食を忘れて努力した結果、出資金額の評価額が数100倍~1000倍になっているということも何ら不思議なことではありません。その結果八王子事件のように取り返しの付かない事態になりかねません。毎年税理士より評価額の推移は確認されているかと思いますが、もし確認していないようでしたらその試算を請け負います。またその解決方法をアドバイス致します。

□どこまでカバーすべきか・日本医師会医師賠償保険の適用範囲に入らない部分に備える保険があります。そしてその部分の支払いが一番多いのです。もし加入されていないようでしたら、加入されることをお勧めします。またアドバイスを致します。

□医療法人の節税対策・医療法人化は、地域の医療を末長く実施していくために法人成り致しますが、法人化したあとのメリットとして税率が上げられます。また法人化以降、さまざまな節税方法がありますが、これも長期的に安定した医業経営のために必要な手段です。その手段として、将来にわたり価値ある節税方法をアドバイス致します。

□所得税の節税方法(個人経営)・個人経営の場合、所得税の軽減策として、必要経費以外にメリットがあるものとして、小規模企業共済があります。全額所得控除且つ積立ができるわけですから使わない手はありません。しかしそれ以外にも同様の方法があります。

□所得税の節税方法(法人経営)・法人化以降、法人ではさまざまな節税方法がありますが、個人所得に至っては、小規模企業共済も解約し、残っているものはあまり無いように見えます。ところが実はあります。それもかなり大きな所得税の節税が可能です。

□贈与対策・将来の相続で悩むのは誰もが避けたいものです。しかし元気であるうちに贈与したいと思ってもせいぜい毎年110万円の贈与を繰り返していくことのみで、なかなか有効な対策を打てないのが現状です。ところが、生命保険や年金保険をうまく使うことにより、効果的な対策を打つことが可能になります。

□医療法人の決算対策・決算対策=節税ではありません。財務体質を強固にし将来資金のことで悩まず医療に専念するためです。この考え方で決算対策を行わない限り、単なる節税に終始します。将来を見据えた決算対策を考える必要が有ります。

□逓増定期保険対策・加入している保険で節税、決算対策で加入した逓増定期保険はありませんか？すでに加入5年前後経過しているものは、今後何か対策を取らないと単なる掛け捨ての“損金”となりかねません。解約返戻金のピークの年度が過ぎると、以降の年は掛金以上に解約返戻金が減っていく商品です。ピークが来る前に対策を取る必要があります。

□適正退職金額の算出・個人の所得として最大の税制メリットを享受できる退職金。退職金支払時、医療法人で課税を受けずに個人の老後の資金として幾らが適正なのか時系列のグラフでわかります。また死亡退職金はご家族の生活に直結します。この場合もグラフで金額を確認し個人で加入している生命保険とのバランスを確認できます。

□退職金積立の方法・各種積立方法を解説し、その中で一番メリットのある方法は何かわかります。

□退職金額の充足度・適正額に対し、積立額の充足度をチェックできます。過不足がわかりますので、現在積立の過不足がひと目でわかります。

□退職金のメリットとは？・所得は、給与所得、不動産所得など数種類に分かれますが、その中で退職所得とは？そのメリットとは？なぜ多くの先生がそのために積立するのかをアドバイス致します。

□適正な掛け方とは？・医療法人の多くの方が、所得額を基準に係数を掛けて加入しています。もちろん掛け方としてこれが一般的です。しかし少し見方を変えようと、まったくそれでは意味がないことがわかります。果たしてその見方とは？

□所得補償保険の意外な事実・所得補償保険は、意外と支払いが多い保険です。ということはその保険金は医業経営や家族の生活費に充てられているわけです(実際には3ヶ月目からが本当に必要)。ところがある部分について、取り返しの付かないことになる可能性があります。確認のためにも知っておく必要があります。

□医療法人の所得補償保険のかけ方・医療法人と個人は財布が別々です。しかし、医療法人の収入から所得の支払いがあるわけですから、元はひとつ。その視点から眺めると多くの医療法人で掛け方の決定的な間違いが見えてきます。

□リース対策・5年目になると殆どのケースで再リースとなります。この時に医業経営の視点で観察すると必ずやっておくべきことがあります。そのアドバイスを致します。

すぐに役立つ“医業経営強化”のご案内



～ご興味がある項目に**チェック**を入れて下記までFAXをください。～

概略は裏面にございます！

<合法的な節税対策>

- 所得税の節税対策(個人経営)
- 所得税の節税対策(法人経営)
- 法人の節税対策

<決算対策>

- 医療法人の決算対策
- 遡増定期保険対策

<生命保険対策>

- 生命保険対策…管理表作成

<開業5年目対策>

- リース対策

<事業承継・相続・贈与対策>

- 贈与対策
- 相続対策

<退職金対策>

- 適正退職金額の算出
- 最適な退職金積立の方法
- 退職金額の充足度
- 退職金のメリットとは？

<所得補償保険対策>

- 適正な掛け方とは？
- 所得補償保険の意外な事実
- 医療法人の所得補償のかけ方

<出資金評価額対策>

- 出資金評価の算出と対策
- 出資金の危険性

<医師賠償責任保険対策>

- どこまでカバーすべきか？



近日中にご連絡の上、**良くなる資料**をお届けいたします。
またご希望により個別相談もお受けいたします。

【資料請求・個別相談申込書】 FAX:076-239-3821

貴院名		
ご連絡先	TEL	FAX
お申込者名	(役職等:)	

担当:山下、宮下

(お問合せ先)



有限会社 アイエム (石川県医師会関連団体)

TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地 石川県医師会・日赤共同ビル2階

<http://www.im-med.co.jp/>